

近畿農政局水土里の環境創造懇談会設置要領

令和4年10月31日付け4近振第1309号

第1 目的

近畿農政局における国営土地改良事業について、透明性、客観性が確保された「環境との調和に配慮した事業」の円滑な推進を図ることを目的とし、「近畿農政局水土里の環境創造懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 会議

懇談会は、近畿農政局環境検討委員会（以下「委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事業の環境との調和への配慮に関して、情報提供及び意見交換を行うとともに、必要な助言を行う。

- (1) 委員会が次に掲げる事業の各段階において取りまとめた環境との調和への配慮に関すること
 - ア 国営土地改良事業において、環境調査方針を決定するとき
 - イ 国営土地改良事業において、環境配慮計画等を取りまとめるとき
 - ウ 国営土地改良事業計画の変更方針を決定するとき
- (2) 国営土地改良事業の調査、計画、実施及び管理の段階で生じた環境との調和への配慮に係る課題に関すること
- (3) その他国営土地改良事業の環境との調和への配慮の推進に関すること

第3 構成

- 1 懇談会は、農業土木、環境その他の必要と認められる各分野から、5名程度の委員をもって構成する。
- 2 懇談会に、国営土地改良事業地区ごとに選任する臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、委員会が推薦し、近畿農政局長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、原則として1年とし、委員は再任されることができる。
- 5 臨時委員の任期は、該当地区の検討期間とする。
- 6 懇談会には座長を置くものとし、委員会の長がこれを定める。
- 7 座長に事故があるときは、委員会の長が指名する委員がその職務を代行する。

第4 開催運営

- 1 懇談会は、委員会の長からの通知を受けて開催する。
- 2 議事の運営は、座長がこれを行う。

第5 情報公開

懇談会における提出資料、議事録については、原則として公開とする。
ただし、貴重な動植物の保護等のため、慎重な取扱いを要する情報については、非公開とする。

第6 事務局

懇談会の事務局は、農村振興部事業計画課に置くものとする。

附則

この要領は、平成14年 3月26日から施行する。

この要領は、平成16年12月13日から施行する。

この要領は、平成21年11月20日から施行する。

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

この要領の改正は、令和4年10月31日から施行する。